

重要事項説明書

介護老人保健施設 清和香櫨園
(介護予防)訪問リハビリテーション
(令和7年7月1日現在)

1. 事業者の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	医療法人社団 清和会	
代 表 者 名	理事長 笹生 幹夫	
所 在 地 ・ 連 絡 先	住所：〒662-0964 兵庫県西宮市弓場町 5 番 37 号	
	電話：0798-22-3535	FAX：0798-22-3400

2. 事業所

施 設 名	介護老人保健施設 清和香櫨園	
所 在 地 ・ 連 絡 先	住所：〒662-0964 兵庫県西宮市弓場町 1 番 15 号	
	電話：0798-34-0001	FAX：0798-34-0601
管 理 者 名	施設管理者 西川 公子	
介 護 保 険 指 定 番 号	2850980083	
開 設 年 月 日	平成 17 年 8 月 1 日	

3. 施設の目的及び運営方針

施 設 の 目 的	介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防)短期入所療養介護や(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)訪問リハビリテーションといったサービスを提供し在宅ケアを支援することを目的とした施設です。
運 営 方 針	①地域医療機関相互の連携を図り、地域医療福祉サービスの充実に努め、高齢者への総合的な介護サービスの提供を行います。 ②病状安定期にあって、在宅ケアで対応出来ない高齢者のためのリハビリを中心とした訓練を実施し、直接的ケアと日常生活サービスの提供をいたします。 ③地域住民と密着した活動を目指します。 ④施設整備、職員の教育充実に努めます。 ⑤利用者の療養生活の質の向上及びその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

4. 職員体制

従業者の職種	人数	職務の内容
管 理 者 / 医 師	1 名	管理統括
理 学 療 法 士 等	1 名	機能訓練の実施、日常生活動作訓練の実施

5. 営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日までの6日間とします。
営 業 時 間	営業日の午前9時から午後5時までとします。

6. 通常の事業実施地域

西宮市	阪急神戸線以南、中津浜線以西
芦屋市	阪急神戸線以南

7. サービス内容

種類	内容
機能訓練	計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し、基本的動作又は応用的動作能力、社会的適用能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行います。

8. 利用料金

(1)介護予防訪問リハビリテーション費

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援	323 円／回	646 円／回	969 円／回

加算種類	1割負担	2割負担	3割負担	内容
短期集中リハビリテーション実施加算	217 円／回	434 円／回	651 円／回	退院退所後又は認定日3か月以内に集中して個別リハビリテーションを実施した場合
口腔連携強化加算	55 円／月	110 円／月	165 円／月	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果の情報提供を行った場合
退院時共同指導加算	650 円／回	1,300 円／回	1,950 円／回	医療機関の退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回サービスを行った場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	7 円／回	14 円／回	21 円／回	勤続7年以上の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がいる場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3 円／回	6 円／回	9 円／回	勤続3年以上の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がいる場合

(2)訪問リハビリテーション費

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護	334 円／回	668 円／回	1,002 円／回

加算種類	1割負担	2割負担	3割負担	内容
短期集中リハビリテーション実施加算	217 円／回	434 円／回	651 円／回	退院退所後又は認定日3か月以内に集中して個別リハビリテーションを実施した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	260 円／回	520 円／回	780 円／回	認知症のある利用者に対し、退院退所後又は認定日3か月以内に集中して個別リハビリテーションを実施した場合

リハビリテーション マネジメント加算 (イ)	195 円/回	390 円/回	585 円/回	医師、理学療法士、作業療法士等その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合
リハビリテーション マネジメント加算 (ロ)	231 円/回	462 円/回	693 円/回	上記に加えリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
リハビリテーション マネジメント加算	293 円/回	586 円/回	879 円/回	リハビリテーション計画書について、事業所の医師が説明し、同意を得た場合 加算(イ)又は(ロ)に加えて算定
口腔連携強化加算	55 円/月	110 円/月	165 円/月	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果の情報提供を行った場合
退院時共同指導加算	650 円/回	1,300 円/回	1,950 円/回	医療機関の退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回サービスを行った場合
移行支援加算	19 円/回	38 円/回	57 円/回	訪問リハビリテーションを終了し、通所介護事業所等への移行等を支援した場合
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	7 円/回	14 円/回	21 円/回	勤続7年以上の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がいる場合
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	3 円/回	6 円/回	9 円/回	勤続3年以上の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がいる場合

(3)支払い方法

毎月10日までに前月分の請求書を発行し、利用者に手渡し又はその家族等に郵送しますので、その月の月末までに利用者様ご指定の金融機関から自動振替により、お支払いいただきます。

入金確認後、領収書を発行いたします。

9. 要望及び苦情等の相談

相談窓口	詳細内容
介護老人保健施設 清和香櫨園 支援相談員	時間 平日 9:00～17:00 土曜 9:00～12:30 電話 0798-34-0001 要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。
介護老人保健施設 清和香櫨園 声の箱	施設管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「声の箱」に投函して申し出ることができます。
西宮市役所 法人指導課	時間 9:00～17:00 電話 0798-35-3082
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	時間 9:00～17:00 電話 078-332-5617

苦情解決責任者	対応内容
介護老人保健施設 清和香櫨園 施設管理者	施設に対する苦情について、関係者への事情聴取、関係者との協議をもって、解決及び返答を行います。

10. 秘密の保持

事業者及び事業者に従事する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に洩らしません。この守秘義務はこの契約終了後も同様です。

ただし、別紙「個人情報使用同意書」の目的に供するために使用する場合はこの限りではありません。

「個人情報使用同意書」に基づく個人情報の使用について、事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を頂かない限り、利用者及びその家族の個人情報は用いません。

11. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡をします。

報告を受けた管理者は職員と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への救急搬送等必要な措置を講じるとともに関係機関等に報告を行います。

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 虐待の防止

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を講じています。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2)虐待防止のための指針を整備しています。
- (3)虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定めています。
- (5)当事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

14. 業務継続計画の策定等

- (1)事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じています。
- (2)当施設は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び研修を定期的実施しています。
- (3)当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 衛生管理

- (1)事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- (2)感染症が発生し又はまん延しないように、必要な措置を講ずるための体制を整備しています。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

16. 身分証携帯義務

訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

17. サービス提供の記録

サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。

また、その記録は、契約終了後も5年間保管します。

利用者及びその家族は、事業者に対してサービス記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

18. 担当者の変更に關して

- (1) 事業所の都合により、職員を交代する場合があります。その際は、利用者及びご家族様等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮いたします。
- (2) 原則として特定の職員の指名はできませんが、やむを得ない事情がある場合は担当者の変更希望を管理者が承りますのでご相談下さい。

19. 留意事項

- (1) 事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。
 - ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書などの預かり
 - ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ④ 利用者の居宅及び居宅外等においての飲酒、喫煙、飲食
 - ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
 - ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (2) 台風の接近時、大雪発生時等、気象台による各種警報発令時にはやむなくサービス提供を中止する場合があります。この場合は、担当者よりご連絡いたします。
- (3) 天災・災害等により、サービスの提供が困難あるいはサービス提供することで危険が高い状況の場合サービス提供を中止する場合があります。

20. 重要事項の内容の変更

この重要事項説明書の内容に変更が生じたときは、利用者又はその家族等へ申し出、同意を得るものとします。但し、介護保険法の改定に伴う介護報酬の改定等については、変更内容の通知をもって契約変更とするものとします。なお、介護保険サービスの費用の変更に同意できない場合は利用者により契約を解除することができます。